平成２５年（フ）第２２７号
釧路市柳町13番14号　柳町マンション
債務者　畠山　幹博
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月24日午後２時
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１１６２号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西24―704
債務者　清水佳世子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８３号
大阪市大正区千島２丁目４番１―1004号、前住所大阪市大正区千島２丁目４番２―801号
債務者　長谷川秋美
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１８号
釧路市鶴ケ岱１丁目７番19号　パークサイドⅠ203号室
債務者　大内　隆志
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第６７４号
栃木県矢板市扇町１丁目15番32号
債務者　鈴木　陽子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４号
栃木県那須塩原市宇都野1527番地１
債務者　吉沢　克典
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３号
栃木県下野市橋本574番地
債務者　倉井　利郎
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２７３号
神奈川県鎌倉市佐助２丁目６番15号
債務者　植村　陽子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３１７号
横浜市青葉区藤が丘２丁目２番地14　田園ハイツ藤が丘302
債務者　山本　俊也
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４号
横浜市中区三吉町１番地１　有喜マンション530号室
債務者　山本　英作
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５号
神奈川県海老名市中野２丁目12番29号
債務者　宮内　　誠
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７０３号
静岡市葵区瀬名７丁目33番26号　メゾングランリューＢ棟201号、旧住所静岡市葵区瀬名５丁目17番30号　サンファミリーD101号
債務者　望月　　渚（旧姓前島）
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３５３号
神奈川県大和市深見3551番地13
債務者　ヤット　ファオシア（ＹＡＴＨ　ＦＡＯＺＩＡＨ）
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２号
岐阜県下呂市森1267番地１　小川屋　宮本ハイツ101号室
債務者　後藤あす香
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第６７３号
静岡市葵区田町３丁目18番地フレア田町203号、旧住所静岡市葵区横内町39番地の１
債務者　諏合　成美
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２号
栃木県日光市森友1561番地14　みよしやアパート202
債務者　関　　智子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係